

社会保険料についてのお知らせ(2024年3月)

■保険料率の改定について

全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部の健康保険料率、介護保険料率が、2024年3月1日より変更になります。

	現行	2024年3月以降
健康保険料率	10.00%	9.98%
被保険者負担	5.00%	4.99%
事業主負担	5.00%	4.99%
介護保険料率	1.82%	1.60%
被保険者負担	0.91%	0.80%
事業主負担	0.91%	0.80%

毎月の保険料は、4月支給給与控除分より新しい保険料となります。

なお、賞与(報奨金)に関しては、実際に賞与が支払われた月の支給額に上記保険料がかかります。

また、任意継続被保険者の保険料は4月分保険料から適用となります。

[2024年3月『保険料月額表』はこちらをクリック](#)

■2024年度の社会保険料の算定について

2024年度の社会保険料の定時決定(算定)についてお知らせします。

(1)3月、4月、5月の各月の給与支払基礎日数(=出勤日数+有給休暇取得日数)が17日以上(週の所定労働時間が20時間以上30時間00分未満の短時間被保険者の方は11日以上)の月の給与(4月、5月、6月に実際に支払われた給与の総支給額で、通勤費を含む)を合算し、その月数で割った平均給与により定時決定(算定)が行われ、新しい保険料が決定します。

9月分保険料(10月支給給与より控除)より、新しい保険料が控除されます。

月給の方は、3月、4月、5月の暦日の数が給与支払基礎日数となります。

2024年6月1日以降に社会保険に加入した人は、本年度の算定の対象となりません。

(2)短時間就労者の特例(「パート算定」と言われるもので、短時間被保険者は除く)は、以下の通りとなります。

①3月、4月、5月の各月の給与支払基礎日数が3ヶ月とも17日未満であり、かつ

②その期間中の契約上の所定労働時間が週40時間未満の場合

で、給与支払基礎日数が15日以上16日以下の月の平均給与を算定対象とするものです。

よって、契約上は短時間就労者であっても、1ヶ月でも給与支払基礎日数が17日以上の月がある場合は、17日以上の月の給与額が算定の対象となります((2)の特例が適用されません)。

(3)一般被保険者の方は給与支払基礎日数が3ヶ月とも14日以下(短時間被保険者の方は10日以下)の場合は、契約内容にかかわらず算定対象外となり、従前の等級の保険料となります。

(4)算定の時期が特に忙しく、この期間の平均給与だけが特に年間の平均給与よりも高い場合は、「年間算定」という制度が適用できるかを確認し、該当者の方に個別にご案内します。

「年間算定」は以下の①、②の条件を満たした方が申請できます。

①a)従来算定(4、5、6月支給給与より算出)の結果

b)年間平均による算定(前年7月～当年6月支給給与より算出)の結果

⇒aとbを比較して、2等級以上の差があること

②業種や職種の特性上、毎年、算定の時期が繁忙期にあたること

(注)単年度のみ限定される等、業務の一時的な繁忙による報酬の増加等は対象外となります。

ご不明な点につきましては、労務保険室(03)6703-8339までお問い合わせください。